

2017年11月8日

オリンピック強化対象選手に対する補助要項

公益財団法人日本セーリング連盟
オリンピック強化委員会

1. 補助対象者の区分

- ①2018年ナショナルチーム（以下、「NT」）
- ②特別強化対象選手（以下、「特強」）
- ③NF強化対象選手（シニア）（以下、「NF強化（シニア）」）

2. 補助対象期間

2018年NTの認定時から、各種目の2019年NTが選考されるまでの期間。
特強とNF強化（シニア）は、認定時から認定が解除されるまでの期間。

3. 海外遠征に対する補助

- ①NT
2018年ワールド（オーフス）の他、海外主要大会への遠征 4回を補助します。
- ②特強
2018年ワールド（オーフス）の他、海外主要大会への遠征 2回を補助します。
- ③NF強化（シニア）
2018年ワールド（オーフス）を含む海外主要大会への遠征 1回を補助します。

◇注意事項

- ・補助対象事業は、2017年11月以降に開催される海外主要大会とします。
- ・複数の大会に連続して出場する場合でも、1大会ごとに遠征1回とカウントします。

●補助対象とする費用

- ①航空券代（ディスカウント運賃として妥当な金額のものを認めます。）
- ②滞在費

→実費払いですので INVOICE が必要です。1万円/1日/1人以内、対象期間は大会規模により15~20日を原則とします。それを超える期間は自主練習期間として対象外とします。実費以外に日当として5千円/日を支払います。ただし宿泊実費が1万円を超える場合は日当を減額することがあります。

- ③JOC事業の場合のエントリー料（toto事業では対象となりません。）

●補助対象とならない費用

- ①コンテナ関係費、レンタカー代（ヨーロッパトヨタ車を含む）、ガソリン代、オーバーチャージ等。連盟が立替えた場合は、負担者に分担請求します。
- ②自宅ー空港の電車賃等。（国際線空港まで国内航空便を使った場合の国内航空運賃は補助します。）

4. 海外遠征の自己負担金

補助対象経費については全額を JSAF から支払いますが、自己負担金として JOC 事業（主要国際大会等）の場合は 33%相当額、toto 事業（主に有望選手育成のための遠征）の場合は 20%相当額を後日請求しますので、請求書に基づいて払込み願います。

5. 国内合宿等

公示により補助対象者、補助内容や参加料を確認してください。

6. 特記事項

- ①担当コーチ等と強化活動について相談した上で、上記に基づいて計画を立ててください。
- ②補助金は、旅行代理店や宿泊先に直接振込んで支払う他、選手個人または立替えたコーチ等の個人に支払いますが、立替者が法人の場合はその法人に支払うことはできません。
- ③補助金と自己負担金の相殺処理はできませんので、一旦補助金を全額支払った上で負担金を請求します。負担金の支払者は、法人でも構いません。
- ④特殊なケースについては、当委員会で判断しますので、担当コーチを経由して相談してください。
- ⑤以上に拘わらず、想定外に発生した事由、強化対象選手認定期間中の大会成績の変化、および強化戦略的な理由等を勘案して、当委員会の判断により補助内容を変更する場合があります。

※なお、今回の補助要綱は 2018 年度の JOC・JSC の予算が何ら決定していない状態で作成したものであるため、今後の両団体の補助内容によって、大きく変更となる可能性があります。

以上